

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 20 号「財産の取得について」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 23 号「平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 8 号）」から議案第 34 号「平成 26 年度安芸市水道事業会計補正予算（第 3 号）」までの 12 件を一括議題といたします。

これよりこれら 12 件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

6 番 山下裕議員。

○6 番（山下 裕議員） 議案第 23 号「平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 8 号）」について伺います。

補正予算書 74 ページ、4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目環境衛生費、15 節工事請負費 9,934 万 3,000 円についてですが、委託した造成工事の実施計画設計書はでき上がっていますか。それとこの造成工事の造成面積、工期、工法など工事の概要を伺います。

○尾原進一議長 環境課長。

○山崎孝志環境課長 6 番議員の御質問にお答えします。

実施設計書は今のところまだでき上がっておりません。続いて造成面積につきましては、約 3,800 平方メートルぐらい確保できるんじゃないかという。それと工期につきましては、標準工期としましては約 8 カ月を見込んでおります。工法につきましてはすいません、今実施設計が、成果品がまだできておりませんので、詳細につきましては逐一議会のほうへ御説明させていただきたいと思っております。

○尾原進一議長 6 番 山下裕議員。

○6 番（山下 裕議員） なぜ聞くかと言いますと、火葬場建設に関しては、その経過等を踏まえても、その重要性からも事前に議会に説明があつてしかるべきと考えますが、十分な説明がされていません。聞くところによると、市道黒瀬谷線へ建設されている水道施設は安芸市の施設ではないと聞いているが、広域との協議はどうなっているかなどわからないことが多くあります。特に、造成費は地元説明会では 4,300 万円から 6,000 万円と説明していながら、一挙に 1 億円にはね上がることにについて、どう考えているか。当初予定地の西浜と造成費及び全体事業を比較した場合どうなのか、伺います。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 6 番議員の再質問にお答えいたします。

自分のほうでは広域との関係につきまして御答弁させていただきます。まず、議員御指摘のとおり、メルトセンターへ行く水道施設につきましては広域の施設でございます。現在、広域のほうと協議しまして、広域からリサイクルプラザのほうへ子メーターをつけて水をわけていただいております。で、その子メーターから再度新しい火葬場へ水をわけていただくように市長のほう

はまず各首長さんに相談をして御了解をいただいておりますし、私のほうは各市町村の副市町村長が集まって行います幹事会、幹事会のほうで私のほうも報告をして御理解をいただいております。今後につきましては、具体的に、現在水道設計を発注しております、水道設計が詳しくでき次第、今度は環境、清掃担当の課長会のほうでも提示いたしまして理解をいただくというようなスケジュールで進めております。以上でございます。

○尾原進一議長 環境課長。

○山崎孝志環境課長 6 番議員の御質問にお答えします。

地元説明会のときに造成費として 4,300 万円から大体 6,000 万円という説明をさせていただいたことは事実であります。ただそのとき黒瀬谷のこの金額をはじき出したのは、概算で大体これぐらいであろうということで当初はお示しをしております。今回は造成測量の委託をしまして、事業費が約 9,900 万円ぐらいかかるであろうということで補正を計上させていただいております。

西浜と比較してということではありますが、既に西浜には 7,000 万円ぐらい支出しております。それを含めると西浜のほうが高くなりますが、それを除くと見込みとしては約 1,000 万円ぐらい黒瀬谷のほうが高くなるのではないかと考えております。

○尾原進一議長 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 12 分

再開 午前 11 時 13 分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

○山崎孝志環境課長 すいません、先ほどの御質問に修正して答弁させていただきます。

今後見込まれる費用としましては黒瀬谷が約 5 億 2,000 万円ぐらい、西浜につきましては、先ほど言いましたが、支出済みも含めましたら 5 億 7,900 万円ぐらい必要ではないかと思込んでおります。以上です。

○尾原進一議長 6 番 山下裕議員。

○6 番（山下 裕議員） 先ほどまた見込みでお話がありましたが、この争点になっている火葬場に対して現在造成費は地元説明より 5,000 万円前後多くなっています。きのうこういう図面を見せていただきました。平成 22 年西浜地区の火葬場のは立派なやつがずっとできているわけです。こういうのができています。設計図もできて、面積、1 階が何平米、2 階が何平米、全部書いてます。こういうのが出て初めてこういう予算審議になって出てくるのではないかと私は思っております。で、こういうことでは本当に住民の理解が得られないと思いますが、どうですか。

○尾原進一議長 副市長。

○小松敏伸副市長 6 番議員の再々質問にお答えいたします。

確かに議員御指摘のとおり、十分な議会説明というのも大変重要であるという認識はしておりますけれども、物によって、例えば先ほどの御提示の西浜の建築鳥瞰図と言いますか、パースなどにつきましてはたぶん前年度に設計業務を委託しておりましたので、当該工事予算をとる年度にはそのような物ができ上がっておったというふうに考えられますけれども、今回のようにまだ

現在進行中でございますので、今回の造成予算につきましては企画調整課長が予算説明で説明しましたように、今補正でとることにつきまして非常に有利な財源が得られると、いわゆる過疎債の枠がとれたということで補正へ急遽入れた内容でございますので、トータルとしまして安芸市の財政負担が非常に楽になるという観点で入れておりましたので、若干その辺の前後がございますけれども、相対的には十分に説明をして進めようということで、急遽途中経過ではございますけれどもそういう資料を提案したと。

建物につきましては、先ほど議員が提示しました資料がそのまま、これも説明がありましたように内容は変わっておりませんので地上へ出ている部分につきましては、地下の部分については地質調査も実施しましてそれに基づいて構造の変更でございますとか、重要度係数、いわゆる建物をこんだけ強くせないかんというのが当時と比べまして変更になりましたので若干構造が変わってくるということはございますけれども、外観は同じのままでございますので御理解をいただきたいと思います。

○尾原進一議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 ほかに質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら 12 件については、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって、これら 12 件については、委員会への付託を省略することに決しました。

○6 番(山下 裕議員) 議長。

○尾原進一議長 6 番、山下議員。

○6 番(山下 裕議員) 議題となっておりますこの一般会計補正予算(第8号)に対する修正動議を提出したいと思います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 ただいま、6 番、山下裕議員から動議が出ましたが、所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 21 分

再開 午前 11 時 29 分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 23 号「平成 26 年度安芸市一般会計補正予算(第8号)」に対して、山下裕議員ほか 1 名から修正の動議が提出されましたので、提出者の説明を求めます。

6 番 山下裕議員。

○6 番（山下 裕議員） 修正動議の説明を申し上げます。

議案第 23 号「平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 8 号）」に対する修正動議

発 議 者 安芸市議会議員 山 下 裕

発 議 者 安芸市議会議員 米 田 佐代子

上記の動議を地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則第 17 条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

修正は、歳出予算 4 款 1 項保健衛生費の新火葬場用地造成工事費及び事務費に係る補正額 1 億 226 万 1,000 円を削除するため、所要の修正をするものであります。

修正案を順次、説明します。補正予算書 1 ページ。平成 26 年度安芸市一般会計補正予算（第 8 号）第 1 条第 1 項中「1 億 3,034 万 3,000 円」を「2,808 万 2,000 円」に、「142 億 9,604 万 2,000 円」を「141 億 9,378 万 1,000 円」に改める。

歳入につきましては、補正予算書 2 ページからですが、9 款地方交付税、1 項地方交付税、補正額「7,041 万 7,000 円」を「7,035 万 6,000 円」に、20 款市債、1 項市債、補正額「7,770 万円減額」を「1 億 7,990 万円減額」に、歳入合計補正額「1 億 3,034 万 3,000 円」を「2,808 万 2,000 円」に改め、歳出につきましては、補正予算書 4 ページの 4 款 1 項保健衛生費、補正額「9,873 万 1,000 円」を「353 万円減額」に、したがって 4 款衛生費の補正額「8,378 万 9,000 円」を「1,847 万 2,000 円減額」に、6 ページの歳出合計補正額「1 億 3,034 万 3,000 円」を「2,808 万 2,000 円」に改める。

なお、補正額の修正に伴う計の欄の修正額は、修正案に記載のとおりでありますので、お目通し願います。

次に、繰越明許費につきまして、補正予算書 7 ページ、4 款 1 項火葬場建設事業「1 億 470 万 6,000 円」を 1 億 12 万円減額し「458 万 6,000 円」に改め、補正予算書 11 ページの地方債補正変更につきまして、起債の目的、環境衛生施設整備、補正後の限度額「1 億 4,460 万円」を 1 億 220 万円減額し「4,240 万円」に改めるものであります。

提案理由を申し上げます。提案の理由は、火葬場建設が市政の喫緊の課題であることは十分認識しておりますが、その進め方が余りにも拙速で、立地が計画されている伊尾木地区住民や市民の代表で構成する議会に対する誠実な対応に欠けていること、そして黒瀬谷は火葬場としてふさわしい場所とは考えられないことから、将来に禍根を残さないためにも、事業の推進を一旦中断させるため、補正予算における火葬場関係予算の修正を求めるものであります。

市は、昨年 6 月議会に火葬場の測量、設計のための補正予算を計上しましたが、このときは住民合意が形成されるまで予算の執行を留保する決議がされました。この決議に法的拘束力はありませんが、議会の意志として尊重されるべきものであります。

その後環境課職員が伊尾木地区の各世帯の戸別訪問を行い、黒瀬谷での火葬場建設に係る意見の調査結果として、賛成・容認をした方が約 7 割、反対の方は約 2 割であるとの数字が示され、いわゆる住民合意が形成されたとして測量、設計が行われ、今回の議会において造成に係る補正

予算、27 年度当初予算に施設建設費が計上されております。

しかし、本当に住民合意が形成されたでしょうか。今も伊尾木地区には「市長は約束を守れ」、「火葬場絶対反対」と書かれたのぼり旗や看板が立ち並んでいます。昨年 7 月に伊尾木地区住民 374 人を含む市民 624 人から出された反対陳情に対する市の正式な回答はいまだありません。

そして、伊尾木地区での説明会の席上で市長みずから「伊尾木地区に廃棄物処理場など環境衛生施設を集中させることは他の地区に比べて不平等である」と認めた。伊尾木地区住民に対しては、12 月の議会の冒頭の挨拶で「反対されている方には引き続き理解を求めてまいります」と言明したにもかかわらず、伊尾木地区を対象とした説明会を含め、いまだ何の誠実な対応もされていません。

また、さきの各世帯別での訪問調査においても疑問があります。それは、巧みに誘導された意見聴取ではなかったでしょうか。一般的に「火葬場の早期建設を望んでいますか」と尋ねられれば、伊尾木住民だけでなく市民全員が一日も早く建設してほしいと答えるでしょう。そして、続けて「市内全域で調査したが黒瀬谷しか該当する場所がない」と言えば、「それではしょうがないね」と多数の住民は答えるのではないのでしょうか。市が広報等で繰り返し説明してきた結果、黒瀬谷でしか該当地がない。そこには、市民、住民、みずからが判断し、選択する余地は残されていません。いわば、巧みに強制された結果が伊尾木地区住民の意向調査で示された数字ではないかと疑わざるを得ません。

以上のことから、本当に「住民合意がなされた」と考えるのか。議会の良識ある判断がまさに問われているのです。

また、議会に対する対応にも疑問があります。今回の火葬場に係る補正予算は、黒瀬谷での火葬場建設のための造成費約 1 億円であります。しかし、私たち議会に対して、現在行っていると思われる測量、設計について、何の説明も行われていません。また、造成費についても、さきの伊尾木地区での説明会において、住民には 4,300 万円から 6,000 万円と答えていますが、約 1 億円になったことについて、4,000 万円から 6,000 万円近く造成費がふえることについて、何の説明も受けておりません。伊尾木地区住民や議会に対して必要な説明もなく、言わば見切り発車的に進めていくやり方に疑問と不信を覚えるのは、私一人ではないと思います。

次に、昨年 12 月議会の一般質問でも質問しましたが、私は黒瀬谷が火葬場にふさわしい場所としてどうしても認めることができません。市が広報等で繰り返し市民に説明してきたように本当に黒瀬谷しか該当地がないのであれば、私も市民生活にとって欠くことのできない火葬場建設を黒瀬谷で進めようと言うでしょう。しかし、事実は異なります。先に計画していた西浜地区の計画地、さらに言えば津久茂町の反対住民も容認している現火葬場でもやろうとすれば建設することができるのです。

西浜地区の計画地は、墓地埋葬法等に基づく条例のいわゆる距離制限規定に抵触し絶対にできないと主張する方もいますが、決してそうではありません。距離制限規定のただし書き条項がなければ建設することはできませんが、無臭、無煙、衛生的な排水設備等火葬場施設の近代化によ

りただし書き条項が加えられ、人家に近接した場所においても火葬場を建設することができるようになっていきます。また、距離制限内に住む者からの訴訟を懸念する声もありますが、判例では「近くにできるのは嫌だ」、「地価が下がる」といった反対理由は客観的、合理的な理由と認められず、敗訴しています。

さらに、西浜のある津久茂町内会の代表者からは、今でも火葬場を受け入れてもよいとの力強い言葉を私たちは忘れてはいけないと思います。

また、東日本大震災以後、安芸市において喫緊の課題である地震対策面からも黒瀬谷は不適格ではないかと考えます。去る2月18日、県は南海トラフ地震時における県道路啓開計画を発表しましたが、この中で注目すべき点は山間部における道路は斜面崩落等により長期間不通になるということであります。市道黒瀬谷線は山を切り開いた道路であり、斜面崩落の危険性とそれによる火葬場運転の長期的停止により、被災後の対応に重大な支障を来すことが懸念されています。市を挙げて南海地震による総合的な対策、対応が迫られる中で、総合防災拠点である総合運動場に近接した西浜での検討を避けるのか、西浜以外の候補地で決定することは市長の公約とはいえ、市民の生命と安全を守る上でその対応には疑問を感じざるを得ません。

西浜での火葬場建設に係る住民訴訟もこの3月27日には結審し、司法の判断が示されると聞いています。今からでも決して遅くありません。黒瀬谷ありきではなく、いま一度、伊尾木地区住民や市民の声を聞き、議会の場でも議論を深めるために勇気を持って立ち止まるべきときであります。そのため、補正予算を修正することを議会の良識として求め、提案理由の説明といたします。

○尾原進一議長 これより、本修正案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより、これら12件に対する討論に入ります。討論はありませんか。

3番 藤田伸也議員。

○3番（藤田伸也議員） 議案第23号「平成26年度安芸市一般会計補正予算（第8号）」について、保健衛生費の新火葬場用地造成工事費及び事務費に関する予算に対し、修正動議が先ほど提出されました。私はこの修正動議に賛成の立場から意見を少し述べさせていただきます。

前回、平成26年12月の議会、一般質問にて述べたように、3年の経過を要し西浜の裁判は前回は3月に判決は下るという話をさせていただきましたが、今回3月末、27日に結果が出るとされております。あと2週間ほどで裁判の結果が出ます。4年前、3月議会において、造成工事の補正予算が議会の修正動議にて工事が中断し、現在、伊尾木の黒瀬谷にて工事が着手されようとしております。

皆さん、いま一度考えてみてください。安芸市民にとって大切な施設を、本当に伊尾木のメルトセンターの下に建ててよいのでしょうか。今回の補正予算、新火葬場用地造成工事費約1億円という金額に対して明確な建築工程や造成工事費等事前説明不足のまま、今この議会を通されよ

うとしております。まして常任委員会や議員協議会などでもしっかりと事前説明なしにです。前回の議会にて議員のほうからも質問がございました。西浜にて使われた費用は今後どうなるのか、整備した場所は今後どうするかなど、またどのように活用していく予定なのかなどの説明もなく、今回本当に慌てて火葬場用地の造成工事費 1 億円を計上してきている感があるのがこの現状でございます。このような状態、きょうこの会議の冒頭にも問題になっておりました、我々議員に明確な事前説明なしというのはいかなるものかと感じております。

伊尾木地区に対しましても、私の祖母、祖父はもう亡くなっていないのですが、私の祖母は祖父が毎日食事をする椅子やお茶わんや湯飲みやお箸を毎日敬意を持って愛情を持って大切に扱っておりました。今現在どのお茶わんで食べようがどのお箸で食べようが構わないという若い世代の家族がふえている中、私の祖母は本当に祖父の使った大事な物を毎日扱っておりました。これは人として大切にしてきた思いや、これからの私たちが大切に伝えていかねばならない、古きよき人たちが人としての思いやりや優しさがその物に対してあるからだと思います。

前回の議会で私は伊尾木に住む年配の方の思いを話させていただきましたが、その方は私の祖母と同じ思いやりや優しさを持って意見されたと思っております。ゴミ収集車が山を登って焼かれる道と、大切な家族や仲間が最後を迎えたときに通る道が同じながです。我々今回新しく議員になったメンバー、古きよき時代を生きた方々の言葉に耳を傾け意見を聞き、この議会に反映していくことが本当に大切だと思っております。

今からでも全く遅くない。西浜の裁判はこの 3 月末、27 日、あと 2 週間ほどで結果が出るがです。いま一度、私達の自分達の住む町にとって、未来にとってよき場所に建設するために、先ほど今回提出されております補正予算を修正するとともに、裁判の結果を踏まえ、安芸市民の方々、そして我々議員との再度話し合う時間を心より望みます。ここにいる皆様の良識に強く訴え求め、お願い申し上げます。

以上が、私の賛成の立場からの説明でございます。今回、6 番議員のほうから修正動議が提出されました。ぜひ皆様の修正動議に対する御賛同をよろしくお願い申し上げまして、私の意見とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○尾原進一議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○尾原進一議長 ほかに討論もなければ、討論を終結いたします。

これより、議案第 23 号「平成 26 年度安芸市一般会計補正予算 (第 8 号)」を採決いたします。

まず、本件に対する山下裕議員ほか 1 名から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立少数であります。よって修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 24 号「平成 26 年度安芸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 25 号「平成 26 年度安芸市元気バス事業特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 26 号「平成 26 年度安芸市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 27 号「平成 26 年度安芸市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 28 号「平成 26 年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 29 号「平成 26 年度安芸市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 30 号「平成 26 年度安芸市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 31 号「平成 26 年度安芸市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 32 号「平成 26 年度安芸市住宅団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 33 号「平成 26 年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 34 号「平成 26 年度安芸市水道事業会計補正予算（第 3 号）」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○尾原進一議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日から 16 日まで休会とし、17 日午前 10 時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 11 時 54 分